平成２８年（フ）第３１５号
福岡市中央区清川１丁目４番１―1208号
債務者　中尾さつき（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２０号
福岡市中央区高砂２丁目16番28号
債務者　江口　里佳
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３４３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目22番地　桑野ビル303号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目22番地　桑野ビル203号
債務者　櫻井恵美子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５８号
福岡市南区多賀１丁目17番27―101号
債務者　服部真里奈
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３６７号
福岡市西区生の松原１丁目８番８―102号
債務者　徳永　幸治
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７２号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目３番３―203号
債務者　江田三枝子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７３号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目３番３―203号
債務者　江田　博之
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７６号
福岡県糟屋郡宇美町原田３丁目10番２―101号
債務者　安陪　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８４号
福岡市南区折立町６番８号、前住所福岡市博多区諸岡３丁目27番12―701号
債務者　三浦　礼子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８６号
福岡市東区筥松３丁目９番15―202号
債務者　尾崎優美子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８７号
福岡県大野城市筒井２丁目14番１号　サンライフ春日203号
債務者　石村　政美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９６号
福岡市博多区千代２丁目20番11号
債務者　千々岩義次
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４００号
福岡市中央区高砂１丁目17番13号、前住所福岡市中央区清川２丁目４番４―803号
債務者　高橋　政弘
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０８号
福岡市南区屋形原４丁目14番19号
債務者　長嶋　和子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０９号
福岡市東区青葉２丁目14番３―201号
債務者　高井由美子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１４号
福岡市東区東浜１丁目３番32―418号
債務者　大江　美加
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１６号
福岡県糸島市前原駅南２丁目10番14号
債務者　小金丸豊子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４５６号
福岡市城南区鳥飼５丁目19番12号
債務者　古賀　淳一
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部